

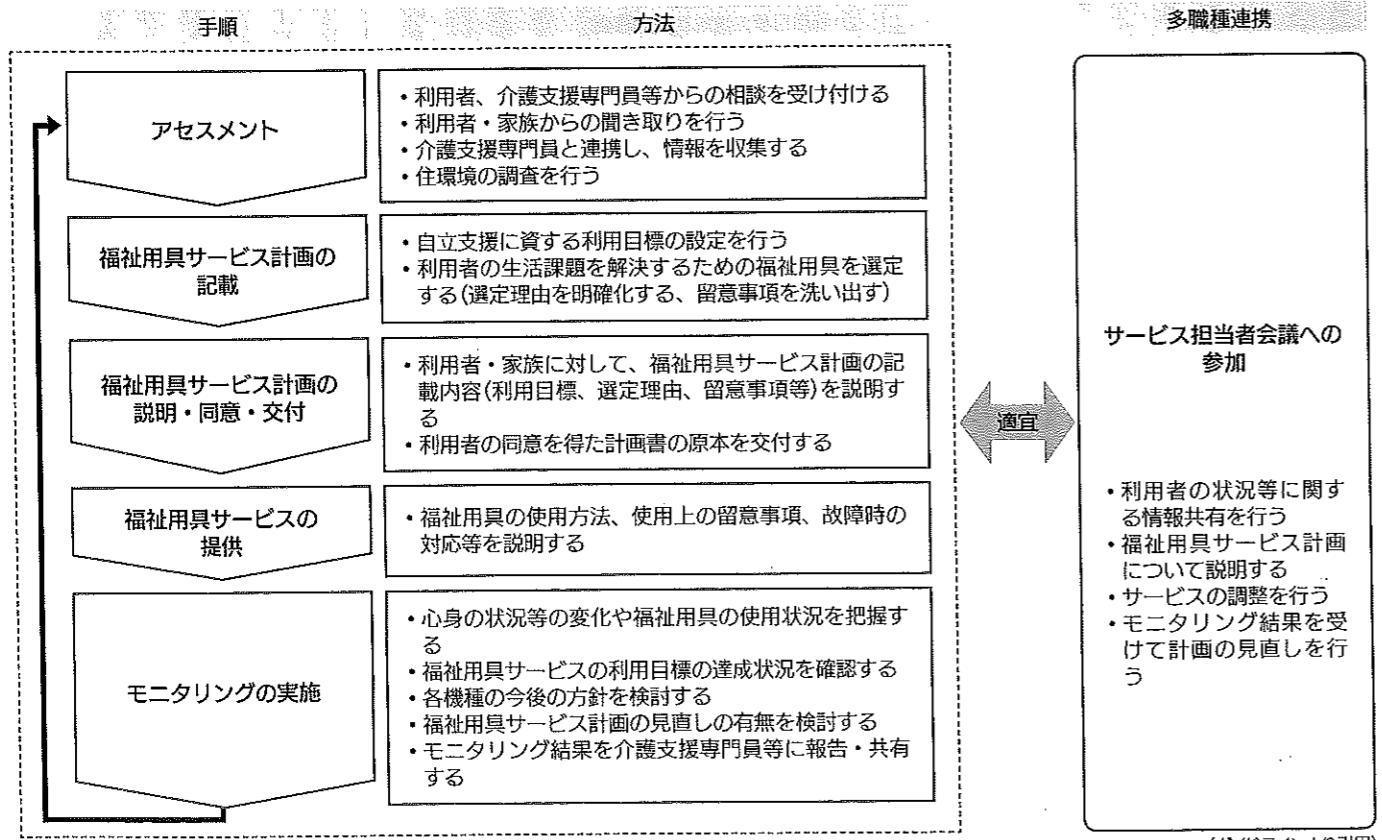
「福祉用具専門相談員の質の確保は不可欠」
■ガイドライン策定の背景
 福祉用具専門相談員の質の確保は不可欠
 介護保険制度における福祉用具は、法律第8条12項等に定めるところ、「要介護者等の日常生活の便宜を図るために用具及び要介護者等の機能訓練のための用具」であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。
 福祉用具サービスは、要介護状態の高齢者の自立を支援し、家族介護力を補うツールであり、その必要性が期待されているところである。なかでも、利用者の心身の状態に応じた福祉用具の選定や適合など、福祉用具の選定に関する専門職である福祉用具専門相談員の役割は大きく、そのサービスの質の確保は必要不可欠である。

他方、福祉用具サービスの政策は、「福祉用具における保険給付の在り方」について、厚生労働省老健局振興課

方に関する検討会」（平成23年5月開催）において、個別サービス計画の作成を通じた適切なアセスメントにともづくマネジメントの推進、および福祉用具専門相談員研修の研修カリキュラムの見直しを図るべきとされた。その後、社会保障審議会介護給付費分科会における審議を経て、平成24年4月から、福祉用具専門相談員による「福祉用具サービス計画」の作成（図表1）が義務化されることとなつた。

さらに、平成24年度老人保健健康増進事業において実施した調査では、福祉用具サービス計画の作成により、「利用者や家族のニーズや意向を把握しやすくなつた」「身体状況や住環境に関する事項を確認しやすくなつた」などの一定の効果が得られた一方で、30事例の福祉用具サービス計画書の詳細な分析では、「利用目標が不明確」「選定理由の記載内容が不十分」などの課題も明らかになつた。

図表1 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法



(ガイドラインより引用)

福祉用具サービス計画作成 で質の高いサービスに

— 計画作成のためのガイドラインを策定 —



▲年1回開催されている「千葉県福祉機器展」から

福祉用具サービスの効果的な活用によって利用者の生活の質を高めようと、福祉用具を貸与・販売する事業所には、平成24年4月から「福祉用具サービス計画」の作成が義務づけられた。その後の実態などもふまえ、厚生労働省は平成26年4月、計画作成のための基本的な考え方や留意点を示した「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を策定した。

適切な計画作成とサービスの実施、支援経過などの把握・分析・評価を標準化し、質の高いサービス提供をめざすガイドラインのポイントについて、老健局振興課に解説していただくとともに、ガイドライン作成に関わった西野雅信氏（千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター マネージャー）にコメント取材した。福祉用具の貸与・販売事業所やケアマネジャーに、ガイドラインの積極的な活用が期待されている。

図表4 モニタリング実施内容の要点(本ガイドラインより引用)

- ①福祉用具サービス計画に記載した利用目標の達成状況を検証する。
- ②当初に計画したとおり、福祉用具が適切に利用されているかを確認する。
- ③心身の状況変化等に伴う新たな利用者のニーズを把握する。
- ④福祉用具の点検を行い、必要に応じてメンテナンスを行う。
- ⑤福祉用具の誤った利用や誤操作により事故やヒヤリハットに繋がる可能性が想定されるところは、再度注意を喚起する。

図表3 福祉用具サービス計画の意義(本ガイドラインより引用)

- ①福祉用具サービスの目標や内容に対する利用者等の理解の促進
- ②利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供
- ③事故防止・リスクマネジメント
- ④関係者間の情報共有・共通理解
- ⑤福祉用具専門相談員のスキルアップ

ひとりで買い物ができるようになるなどの行動目標として明記することを推奨している。さらに、利用目標の考え方としては、介護支援専門員が立案するケア

プラン「第2表」の「短期目標」との連動性が必要とされている。また生活課題の解決方法、そのためには用いる福祉用具について詳説しており、用いる福祉用具は「機種名」ではなく「品目」つまり福祉用具のもつ機能を記載する必要性を明記している。

一方、福祉用具使用上の留意事項の項目では、適切な使用方法について、利用者が安全かつ、もてる機能、能力を低下させず利用できることを意図して具体的な視点を示している。

次に、福祉用具サービス計画の説明と同意、交付の提供の項目では、①導入目標、②選定理由、③適切な利用方法、④モニタリングに関すること、⑤リスクに関することの要点を整理している。

さらに、福祉用具サービスの提供の項目では、ほかの居宅サービスと異なり、サービス提供の大半が福祉用具に資することが特徴であることから、心身機能の低下や事故の発生を防止するという観点から、誤った使い方によって機能が低下した事例や、事故が発生した(しそうになった)事例を示し、理解を促すことの重要性を推奨している。同時に、必要に応じて、各福祉用具のパンフレットや関係団体(医療・介護ベッド安全

や情報共有・共通理解、⑤福祉用具専門相談員のスキルアップ)が発行している啓発パンフレット等を活用することについても推奨している。

(3) 第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)
平成24年4月の福祉用具サービス計画の作成の義務化に合わせ、福祉用具専門相談員には、福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)の実施が義務づけられている。そのため、ガイドラインにおけるモニタリングの実施の項目では、その内容の要点を示している。すなわち、①目標の達成状況の検証、②適切に利用されているかの確認、③新たに利用者のニーズの把握、④福祉用具の点検とメンテナンス、⑤事故やヒヤリハットへの再度の注意喚起である(図表4)。

提供の大半は福祉用具に資することが特徴であることから、このモニタリングの過程は極めて重要であり、モニタリングの流れと以下の①～⑤のような確認、検討事項を詳細に示しているので、参照していただきたい。

①福祉用具サービス計画に記載した利用目標の達成状況を検証する。
②当初に計画したとおり、福祉用具が適切に利用されているかを確認する。

図表5 ふくせん版 モニタリングシートの様式(平成26年3月改訂版)とモニタリングの流れの関係

心身の状況等の変化や 福祉用具の利用状況の把握	福祉用具利用目標の 達成状況の確認	今後の方針の検討	福祉用具サービス計画の 見直し有無の検討
・身体状況・ADLの変化 ・意欲・意向等の変化 ・介護環境①(家族の状況)の変化 ・介護環境②(サービス利用等)・住環境の変化 ・利用福祉用具 ・利用開始日 ・利用状況の問題 ・点検結果	・福祉用具利用目標 ・目標達成状況(達成度) ・目標達成状況(詳細)	・今後の方針 ・再検討の理由等	・福祉用具サービス計画の見直しの必要性 ・総合評価 ・次回実施予定日

(ガイドラインより引用)

図表2 福祉用具サービス計画作成ガイドラインの構成(本ガイドラインより引用)

第1章 福祉用具サービス計画および本ガイドラインの位置づけ	1. 本ガイドラインの位置づけ	
	2. 福祉用具サービス計画とは何か	(1)導入の経緯 (2)福祉用具サービス計画について
	3. 福祉用具サービス計画の意義	
	4. 福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法	
第2章 福祉用具サービス計画の作成	1. アセスメント	(1)アセスメントの目的と考え方 (2)アセスメントの実施内容
	2. 福祉用具の利用目標の設定	(1)自立支援に資する福祉用具の利用目標の考え方 (2)利用目標の検討手順 (3)利用目標を検討するうえでの留意点
	3. 福祉用具の選定と、選定理由の明確化	(1)選定理由の考え方 (2)選定理由の記載方法
	4. 留意事項の洗い出し	(1)留意事項の考え方 (2)留意事項の記載方法
	5. サービス担当者会議への参加	(1)会議の位置づけ (2)会議の内容
	6. 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付と、福祉用具サービスの提供	(1)説明・同意・交付の位置づけ (2)説明・同意・交付の方法 (3)福祉用具サービスの提供
	7. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)」の記載方法	(1)基本情報の様式(26年3月版) (2)基本情報の位置づけ (3)記載項目及び記載要領
	8. 「ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)」の記載方法	(1)利用計画の様式(26年3月版) (2)利用計画の位置づけ (3)記載項目及び記載要領
第3章 モニタリングの流れと確認・検討事項	1. モニタリングの目的	
	2. モニタリングの流れと確認・検討事項	(1)心身の状況等に関する変化や福祉用具の利用状況の把握 (2)利用目標の達成状況の確認 (3)今後の方針の検討 (4)福祉用具サービス計画の見直し有無の検討 (5)利用者・家族へのモニタリング結果の説明 (6)モニタリング結果の介護支援専門員等への報告
	3. 「ふくせん版 モニタリングシート(訪問確認書)」の記載方法	(1)モニタリングシートの様式(26年3月版) (2)モニタリングシートの位置づけ (3)モニタリングシートの様式(改訂版)とモニタリングの流れの関係 (4)記載項目及び記載要領

にあたる指定講習カリキュラムの整備・見直しを行うこと、および実務経験のある福祉用具専門相談員を対象とした福祉用具サービス計画の作成ガイドラインをとりまとめることにより、福祉用具専門相談員のサービスの質の向上を図るべく、調査研究事業を通じて見直し検討を行った。ここでは、福祉用具サービス計画作成ガイドラインの策定について概説する。

利用目標の達成状況を検証

②ガイドライン策定のねらいと構成

福祉用具サービス計画の記載内容や支援経過等を分析・評価するうえで、福祉用具専門相談員が共通の認

識をもち、さらなる質の高い福祉用具サービス計画を作成できるようガ

イドラインはとりまとめられた。

③ガイドラインの概要

ガイドラインは、第1章から第3章の3部構成であり、第1章で、ガ

イドラインの位置づけや福祉用具サービス計画の意義と作成手順について総論的な解説をし、第2章と3章では、サービスの質の管理の観点からP D C Aマネジメントサイクル

の流れを意識して項目立てがなされている(図表2)。

ガイドラインは、第1章 福祉用具サービス計画およびガイドラインの位置づけ

の課程を整理している。すなわち、情報収集すべき項目や方法、介護支援専門員との連携による情報収集内容等が列挙されている。

また、マネジメントの課程における目標設定の考え方、検討手順を示しており、福祉用具利用目標の記入の項目では、(利用者の)めざす生活の具体化において典型的例を示し、「例」

。

第2章では、まず、アセスメントの課程を整理している。すなわち、ス計画を用いることによってもたらされる効果や成果への期待を表すものであり、福祉用具サービス計画の点検項目ともいえる(図表3)。

これら項目は、福祉用具サービス計画の意義として、以下の事項を整理している。すなわち、①サービスの促進、②利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供、③事故防止、④関係者間のリスクマネジメント、⑤情報共有・共通理解、⑥門相談員のスキルアップである。

これらの項目は、福祉用具サービス計画を用いることによってもたらされる効果や成果への期待を表すものであり、福祉用具サービス計画の点検項目ともいえる(図表3)。

第1章では、福祉用具サービス計画の意義として、以下の事項を整理している。すなわち、①サービスの促進、②利用者の状態像等の変化に応じた福祉用具の提供、③事故防止、④関係者間のリスクマネジメント、⑤情報共有・共通理解、⑥門相談員のスキルアップである。

これらの項目は、福祉用具サービス計画を用いることによってもたらされる効果や成果への期待を表すものであり、福祉用具サービス計画の点検項目ともいえる(図表3)。

第2章 福祉用具サービス計画の作成

第3章 福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)

あつた。そこで、今回作成したガイドラインでは、利用者にしっかりと目標が伝えられ、かつ共有できる計画書の書き方と同時に、多職種同士が連携する際にどのように活用したらいいかというところまで示しているのが特徴となつてゐる。

また、調査研究事業では、個別援助計画のマスター・プランとなるケアプランについても同時に比較したが、ケアプランでの環境整備に関する課題・ニーズおよび(長・短期)目標設定とサービス計画で福

ガイドライン

質の評価の目安となる
ガイドライン

介護サービスは、なにより「人が重要な位置を占めるサービスだが、人材不足などの課題が出てきているなかで大きな転換期に来ていると思う。利用者が自己実現できることを少しでも増やすための

の意味は違つてくる。
ADLの改善だけではない福祉用具の可能性を利用目標としてしつかりと打ち出し、生活をベースに考える視点をもてば、ケアマネジヤーや介護職員とも生活を支える者として同じ視点で連携できるようになる。そうやって利用者ご本人によつて目標が実現できるようになれば、福祉用具は、「ケア」としてきちんと成り立つことになると思う。

福祉用具がその人にどのような価値をもたらすのか。用具の先にいる利用者が用具に愛着をもち、生活の一部として活かしていくようにつないでいくことが大切である。

私見として、たとえばポータブルトイレも、ただ排泄ができる用具というだけでなく、家の中のしつらえとして生活にどうマッチさせるかは、用具選定における重要な要素になると思う。「トイレがあることで人が呼べない」ではなく、しつらえとその方の生活にフィットしたものを選定できれば、部屋に友だちを呼べるかもしれない。そうなればその人の社会性も広がる。どのような用具を選定するかによつても、ICF(国際生活機能分類)における社会参加、生活参加

ケアプランとの連動性が
課題に
ふくせん(一般社団法人全国
用具専門相談員協会)が先駆
フォームをつくり、平成24年

十葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター（「福祉用具専門相談員の質の向上」に向けた調査ガイドライン作業部会メンバー）

西野雅信氏（コメント）



利用者本人の目標を実現するサービス計画書の作成を

度注意を喚起する。
なお、ふくせん（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）版モニタリングシートの様式（平成26年3月改訂版）とモニタリングの流れの関係は図表5（P.55）のようになる。
さらに、もう一つのポイントは、利用目標の達成状況の確認の後、今

現場での支援や研修で

④ 福祉用具の点検を行い、必要に応じてメンテナンスを行う。

⑤ 福祉用具の誤った利用や誤操作により事故やヒヤリハットに繋がる可能性が想定されるところは、再度注意を喚起する。

従の万能の機械の現状であり、具体的には図表6に示したように、多様な観点から福祉用具の継続性について検討を行い、中止・変更や再度の目標設定を行うとともに、利用方法の変更といった視点も含めて判断を行うことの重要性を示している。

福社用具専門相談員が参考することにより、現場で支援を行う際に活用できる内容として、専門家等の議論をふまえて作成されている。福社用具貸与・販売事業所をはじめとして、

図表6 モニタリングにおける今後の方針の検討例
(本ガイドラインより引用)

- アセスメント結果：歩行器を利用してトイレへ移動する際に、足を前へ踏み出しにくくなり、時々つまずき、家族が支えることがしばしば起こるようになった。
 - 判断の視点
 - ・トイレへの移動時間はどの程度か。排泄行為が間に合うのか。
 - ・転倒しそうな場合、家族が適切に支援することができるか。
 - ・歩行器から車いす等による移動への変更を検討した場合、利用者の有する能力の低下に繋がることにならないか。
 - ・利用者や家族の意識はどうか。